



第3次 米子市 総合計画

概要版

米子いきいきプラン2016
2016 ▶ 2025



～生活充実都市・米子～

米子市

はじめに

このたび、平成28年度から平成37年度までの米子市のまちづくりの方向性を示す「第3次米子市総合計画」を策定しました。

本市では、平成17年3月の合併後、平成18年6月に「新米子市総合計画」を、平成23年7月に「第2次米子市総合計画」を策定し、市の将来像に掲げた「生活充実都市・米子」の実現をめざして、市民のみなさんと一体となって、まちづくりに取り組んでまいりました。



しかしながら、現在、わが国においては、少子高齢化の進展に加え、人口減少社会の到来という歴史的な転換期を迎えています。また、社会経済のグローバル化や高度情報化社会の進展、これまでの想定を上回る甚大な自然災害の発生、さらには、地球規模での環境問題の深刻化など、社会経済情勢は予想を上回るスピードで変化しています。

このような状況のなか、本市におきましても、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応し、多様化する地域課題や市民ニーズに的確に対処するなど、未来にむかって、持続可能なまちづくりを進めることが求められています。

このたび策定した第3次米子市総合計画では、市民のみなさんが主体となったまちづくりを進めることを基調とし、「地域経済の活性化」や「子育て支援・高齢者福祉などの充実」、「教育文化の振興」、「安心・安全で快適で住みよい環境整備」など、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うことによって市の将来像「生活充実都市・米子」をさらにステップアップさせることといたしました。

本市は、平成27年に経済産業省が作成した地域の暮らしやすさを貨幣価値で示す「地域の生活コスト『見える化』システム」の46通りの条件設定のうち、23通りの組み合わせで全国第1位となりました。市の将来像「生活充実都市」の実現にむけ、市民のみなさんと手を携え、本計画に掲げた各種施策の推進に努め、「暮らしやすさ日本一」の評価をさらに高めてまいりたいと考えております。

本概要版は、「第3次米子市総合計画」の内容をわかりやすく市民のみなさんにご説明するため編集したものです。ぜひお目通しいただき、引き続き、市政へのご理解とご協力、まちづくりへのご参加をよろしく願います。

平成28年3月

米子市長 野坂 康夫

目次

1 総合計画の構成と計画期間	1
2 時代の潮流・背景	1
3 まちづくりの基本指標	2
4 まちづくりの課題	4
5 まちづくりの基本的視点（まちづくりの理念）	6
6 市の将来像	7
7 まちづくりの体系	8
8 まちづくりの目標・基本方向・基本計画	10
9 基本構想を推進するための取組方針	22
数値目標一覧	25

総合計画とは…

本市の将来を長期的な視点に立って見通し、行政運営を総合的かつ計画的に行うために策定するものです。

また、本市の各分野におけるまちづくりの計画のなかでもっとも上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの総合的な指針を示すものです。

1 総合計画の構成と計画期間

「第3次米子市総合計画」は、基本構想と基本計画で構成します。



○ 基本構想

市政推進の長期的展望に立ちながら、「市の将来像」を描き、その姿を実現するため4つの「まちづくりの目標」と「基本構想を推進するための取組方針」を設定し、目標を実現していくために必要な35の「まちづくりの基本方向」を示したものとします。

基本構想の計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とし、目標年度は、平成37(2025)年度とします。

○ 基本計画

基本構想で描いた市の将来像やまちづくりの目標、まちづくりの基本方向を受けて、それらを実現していくために必要な「計画目標」や「主な施策」、「数値目標」などを示したものとします。

本計画では、91項目の基本計画を示しています。

基本計画の計画期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とし、目標年度は、平成32(2020)年度とします。

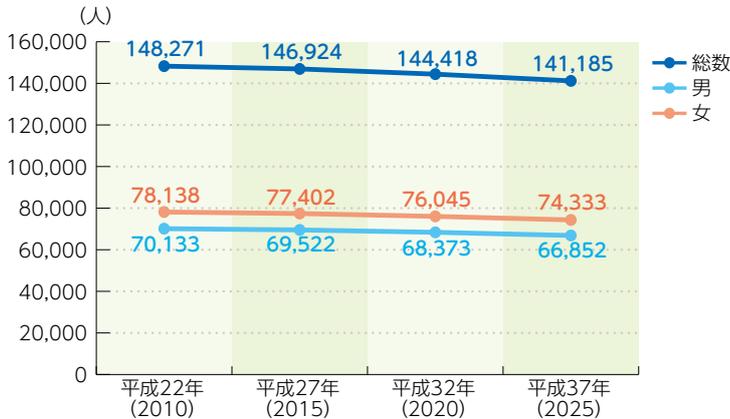
2 時代の潮流・背景

計画策定の前提として、まちづくりを進めていくうえで、考慮すべき「時代の潮流・背景」があります。これらの動きを十分踏まえたうえで、それらに応じた取組を推進していくことが必要です。



3 まちづくりの基本指標

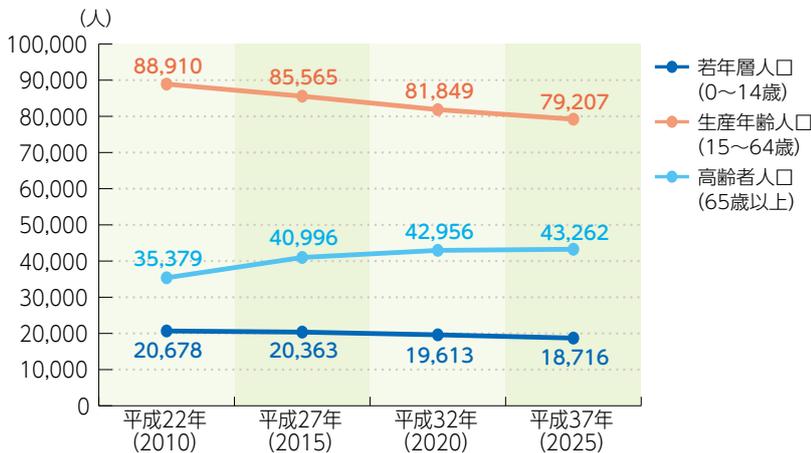
① 総人口



※平成22(2010)年のデータは、国勢調査による。
 ※平成27(2015)年以降の推計データは、米子市が独自に推計したもの。
 (『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値)

平成22(2010)年の国勢調査時の約14万8千人から減少傾向が続き、基本構想の目標年度である平成37(2025)年には約14万1千人になることが予測されます。

② 年齢別人口



※平成22(2010)年のデータは、国勢調査による人口から年齢不詳者(3,304人)を除いた人口で算出したもの。
 ※平成27(2015)年以降の推計データは、米子市が独自に推計したもの。
 (『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値)

高齢者人口は平成22(2010)年の国勢調査時の約3万5千人(24.4%)から、基本構想の目標年度である平成37(2025)年には約4万3千人(30.6%)に増加、一方で、生産年齢人口は約8万9千人(61.3%)から、約7万9千人(56.1%)に、若年者人口は約2万1千人(14.3%)から約1万9千人(13.3%)になることが予測されます。

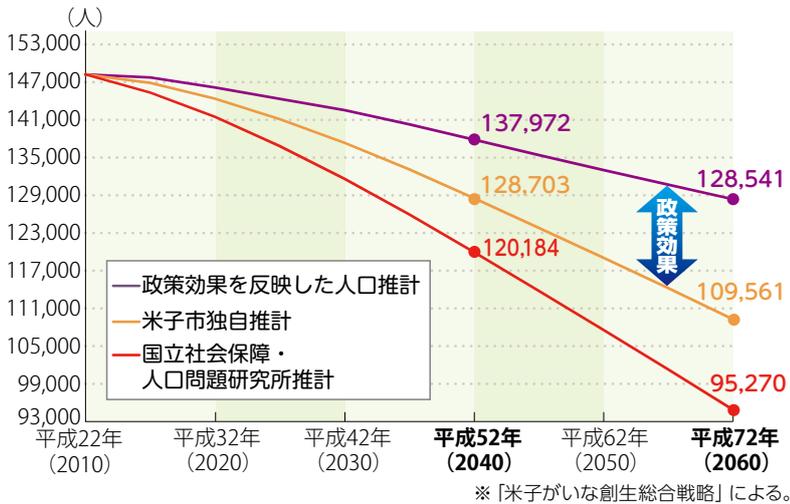
③ 産業別就業人口



※平成22(2010)年のデータは、平成22(2010)年の国勢調査 データをもとに、分類不能の産業就業者4,941人を構成比に応じて第1~3次産業に按分して算出したもの。
 ※平成27(2015)年以降の推計データは、『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値をもとに、米子市が独自推計したもの。

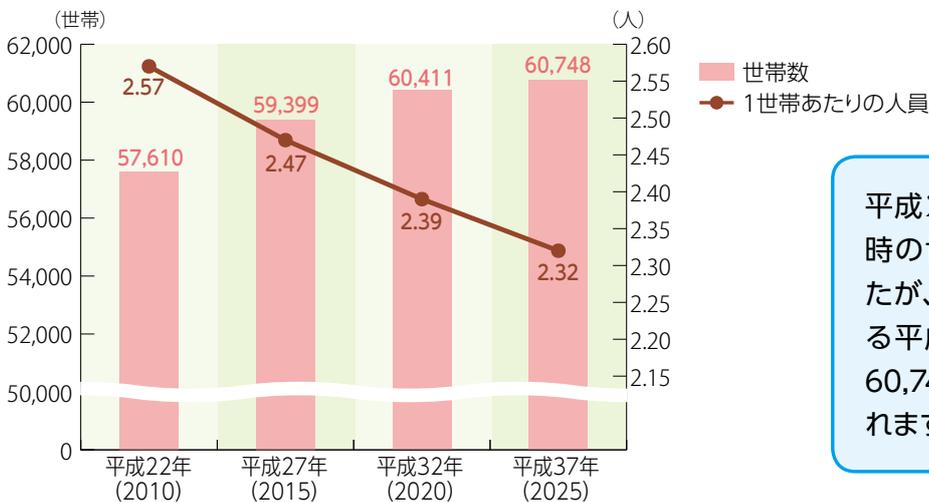
平成22(2010)年の国勢調査時は第1次産業で約3千2百人(4.5%)、第2次産業で約1万5千人(20.9%)、第3次産業で約5万3千人(74.6%)でしたが、基本構想の目標年度である平成37年(2025)年には、第1次産業が約3千人(4.4%)、第2次産業が約1万2千人(18.5%)、第3次産業が約5万1千人になることが予測されます。

④ 人口の将来展望



地方創生に取り組むことによる政策効果を反映させた推計人口は、平成52 (2040) 年に137,972人、平成72年 (2060) 年には128,541人になると推計しています。

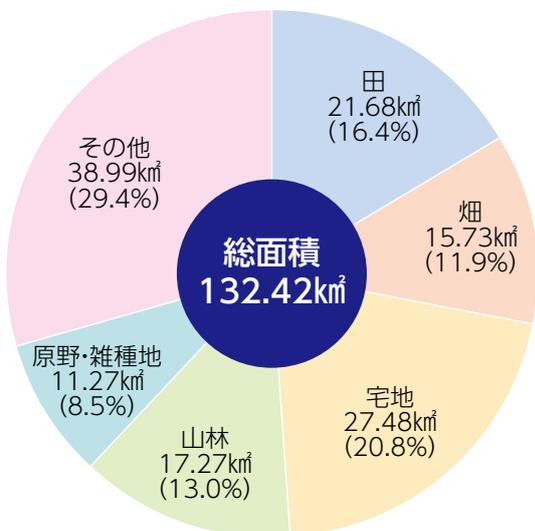
⑤ 世帯数



平成22 (2010) 年の国勢調査時の世帯数は57,610世帯でしたが、基本構想の目標年度である平成37年 (2025) 年には、60,748世帯になることが予測されます。

※平成22 (2010) 年のデータは、国勢調査による。
 ※平成27 (2015) 年以降の世帯数の推計は、『米子がいな創生総合戦略』第1章人口ビジョンの米子市独自推計値をもとに、米子市が独自推計したものです。

⑥ 土地利用



出典：平成 27 (2015) 年度
固定資産概要調査

※「その他」は、公共の用に供する道路や学校・保育園・幼稚園敷、公用公共施設敷、墓地・境内地などです。

4 まちづくりの課題

時代の潮流・背景から見えてくる課題や市民アンケートなどの市民意識の傾向から、本市のまちづくりの課題を整理したものです。



(1) ^{あした}未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり

人口減少のいっそうの進展が予測されるなか、本市においても、人口減少に伴う諸課題を克服し、持続可能な地域社会を形成するため、地域の特性をいかした産業振興や新たなにぎわいの創出などによる経済の活性化を進め、定住人口や交流人口の増加につながる魅力あふれるまちづくりが求められています。

そのためには、商・工業や観光、農林水産業などのさまざまな分野での産業振興や、中心市街地の活性化、新たな産業の創出、企業立地の促進、雇用環境の整備などによって地域経済の活性化を図るとともに、移住定住の促進や全国でも比較優位性の高い医療などの地域情報の発信に努め、人が集い、未来(あした)の活力を生み出すまちの基盤づくりを進めることが必要です。

(2) ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり

少子高齢化の急速な進行が予測されるなか、本市においても、少子化対策や高齢社会への対応などに対する市民の関心は高く、出産・子育て支援の強化や福祉・保健・医療の充実など、子どもから高齢者まで、すべての市民がともに支え合い、生涯健やかに暮らせるまちづくりが求められています。

そのためには、市民一人ひとりが心身ともに健康であって、ライフステージ^①のさまざまな場面で、子育て支援や高齢者施策などの市民ニーズに的確に対応した行政サービスが得られるとともに、住みなれた地域で人と人が支え合い、生涯いきいきと暮らせる社会の形成を図っていくことが必要です。



^①人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などそれぞれの段階のこと。家族については、新婚期・育児期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

(3) 豊かな心と人を育み、人を大切にすまちづくり

個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民一人ひとりが、自分らしく心豊かに、充実した人生を送ることができ、お互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を発揮できるまちづくりが求められています。

そのためには、教育環境の充実を図ることによって、次代を担う人材を育み、文化・スポーツなどを通じて、全てのライフステージにおいて主体的に学び、自己を高めるとともに、人権を尊重し、男女共同参画を推進する取組を進めることによって、豊かな人生を送ることができる社会の構築を図っていくことが必要です。

(4) 人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり

大規模自然災害の発生などにより、本市においても、防災対策や危機管理体制の強化、自然環境の保全、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進などに対する市民の関心は高く、機能的で魅力あふれる都市基盤の整備などを推進する一方で、人と自然が調和し、安心・安全で快適な、住みよいまちづくりが求められています。

そのためには、本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境の保全と利活用に努め、資源循環型の地域社会を形成することによって、地球環境と共生する生活への転換を図り、機能的で持続可能な都市基盤の構築を推進し、安心・安全で快適に住み続けられる社会環境の整備に取り組んでいくことが必要です。

(5) 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

基本構想に描いたまちづくりを着実に推進するためには、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確にとらえ、さまざまな行政課題に対し、市民と行政が確かな信頼関係を築き、まちづくりを推進することができる市政の運営が必要です。

そのためには、透明で開かれた市政の推進や、効率的で効果的な行政運営、持続可能な行財政基盤の構築、次代を担う人材の育成と職員の意識改革などを進めるとともに、市民と行政の適切な役割分担のもと、お互いに責任をもちながら連携・協力し、まちづくりを推進することができる市政運営に努めます。



5 まちづくりの基本的視点(まちづくりの理念)

まちづくりの課題を一つひとつ解決していくため、各種事業や施策を実施するうえで常に念頭に置くべき、まちづくりの基本となる視点(考え方)として、次の4つを掲げます。



(1) 市民が主体となったまちづくりを進めます

平成 24 (2012) 年に施行した「米子市民自治基本条例」は、本市のまちづくりの理念を定めた条例です。条例では、まちづくりの主体である市民が、市民同士、また行政や議員とともに役割と責任を分担し、手を携えてよりよいまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めています。この条例の理念に基づき、今後も変わり続ける社会において、しっかりと将来を見据え、一人ひとりが主体となったまちづくりを進めることをめざします。

(2) 市の魅力を磨き、地域の力をいかすまちづくりを進めます

厳しい社会情勢のなかで、さらに住みやすく、質の高い生活を実現するためには、市の特性をいかしたまちづくりが必要です。市の価値を高め、市民のみなさんがふるさとに対する誇りと愛着をもち、人や企業を引きつける魅力あふれるまちを創造するため、地域の歴史や文化、景観や自然環境、産業、人材などの貴重な地域資源や充実した医療などの地域特性をいかしたまちづくりを進めることをめざします。

(3) ^{あした}未来にむかって、持続可能なまちづくりを進めます

私たちのまち米子を守り育ててきた先人たちの営みに感謝しながら、この素晴らしいまちを、子や孫の世代に引き継いでいく必要があります。厳しい財政状況のもとで、まちづくりを推進していくためには、行政需要に見合った財源の確保を図るとともに、限られた財源と人員を有効に活用し、最小の経費で最大の効果をあげることが求められます。さらなる歳入の確保や、選択と集中による効率的な行財政運営、組織体制の構築、職員の政策形成能力の向上などを図り、未来にむかって、持続可能なまちづくりを進めることをめざします。

(4) 広域的な視点に立ったまちづくりを進めます

本市は、鳥取県西部圏域の中核市であり、中海・宍道湖・大山圏域の中心的な役割を担う都市です。これらの圏域自治体とは従来から密接な連携を図り、広域的な行政課題の解決や圏域の一体的な発展に努めてきましたが、今後も続く人口減少や厳しい財政状況を踏まえると、連携・協力関係による市民サービス向上や、本市の魅力を高め、地域社会の活性化を図る取組が重要になってきます。圏域自治体との連携・協力関係を発展させ、広域的な視点に立ったまちづくりを進めることをめざします。

6 市の将来像

社会情勢やまちづくりの課題、まちづくりの基本的視点などを総合的に勘案し、本市が、10年後にめざすべき姿として、市の将来像を掲げます。

生活充実都市・米子

前計画で掲げた市の将来像「生活充実都市・米子」を発展的に継承します。

市民が主体となったまちづくりを進め、**地域経済の活性化**や**子育て支援・高齢者福祉などの充実**、**教育文化の振興**、**安心・安全で快適で住みよい環境整備**など、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に行うことによって、**市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら、働く場があって希望と誇りをもって充実した生活を送ることのできる**「生活充実都市・米子」を、さらにステップアップすることをめざします。



7 まちづくりの体系

時代の潮流・背景

まちづくりを進めていくうえで、特に考慮すべき現在の社会情勢市の施策でその流れを変えることはできませんが、これらの動きに対応した取組を推進していく必要があります。

- 1 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来
- 2 まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進
- 3 経済環境の変化と地方財政の深刻化
- 4 甚大化する自然災害対策とさまざまな危機に対する安心・安全意識の高まり
- 5 個人の価値観・ライフスタイルの多様化
- 6 社会経済のグローバル化の進展
- 7 環境問題への意識の高まりとエネルギー問題の顕在化
- 8 高度情報化社会の進展
- 9 新たなステージをむかえた地方分権改革と市民が主体となったまちづくり

まちづくりの課題

時代の潮流・背景や市民意識などから見えてくるまちづくりの課題
第3次米子市総合計画で取り組むべき課題

- 1 あした 未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり
- 2 ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり
- 3 豊かな心と人を育み、人を大切にするまちづくり
- 4 人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり
- 5 市民とともに、まちづくりを推進する市役所づくり

まちづくりの基本的視点 (まちづくりの理念)

まちづくりを進めていくための基本となる視点
(まちづくりの課題を解決していくため、各種事業や施策を実施するうえで常に念頭に置くべき、市の基本姿勢)

- 1 市民が主体となったまちづくりを進めます
- 2 市の魅力を磨き、地域の力をいかすまちづくりを進めます
- 3 あした 未来にむかって、持続可能なまちづくりを進めます
- 4 広域的な視点に立ったまちづくりを進めます

市の将来像

総合計画を推進し、10年後にめざすべき市の姿

生活充実都市・米子



市民一人ひとりが、豊かな自然を享受しながら、働く場があって希望と誇りをもって充実した生活を送ることのできるまち

まちづくりの基本指標

人口や世帯数、財政状況、土地利用などの基本的な指標の将来推計を行うことで、まちづくりを推進していくための事業や施策の目標水準を設定

まちづくりアンケート調査の実施

●**市民アンケート** 平成 25 年 5 月～ 6 月に実施
市民 3,000 人に郵送配付し、1,050 人から回答

主な調査内容

- ①米子市での暮らし
- ②米子市の広報活動
- ③環境と省エネルギー・再生可能エネルギー
- ④現在の満足度とまちづくりの重要度
- ⑤米子市が力を入れて取り組む分野

●**中学生アンケート** 平成 26 年 9 月に実施
市内 13 中学校に通学する 3 年生 (1 校は 2 年生) 1,391 人から回答

主な調査内容

- ①米子市での暮らし(暮らしやすさ、魅力、満足度・重要度など)
- ②将来のことについて

まちづくり ワークショップの実施

平成26年8月～9月に、4回実施
「10年後の米子市が、住みやすく元気なまちであるために、必要なことは?」を共通テーマに、延べ97人が参加し、まちづくりの分野・テーマごとに意見交換を行い、まちづくりの方向性を提言

各回のテーマ

- ①住みなれた地域で幸せに暮らし続けられるまち
- ②喜びと誇りをもって豊かな人生を送ることができるまち
- ③住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまち
- ④活力を生み、人が集い、新たな魅力を創造しながら未来へとむかうまち

まちづくりの目標

市の将来像を実現するための市政の柱となる基本的な目標

1『あした』がいいき

あした
未来の活力とにぎわいを生み出す、
魅力あふれるまちづくり

地域経済の活性化を図るなど、日々の営みが活力を生み、人が集い、新たな魅力を創造しながら未来へとむかうまちをめざします。

2『ひと』がいいき

ともに支え合い、子どもも大人も
生涯健やかに暮らせるまちづくり

子育て支援や高齢者福祉などの充実を図るなど、市民一人ひとりが、住みなれた地域で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。

3『こころ』がいいき

豊かな心と人を育み、
人を大切にするまちづくり

教育文化の振興を図るなど、市民一人ひとりが、喜びと誇りをもって豊かな人生を送ることができるまちをめざします。

4『ふるさと』がいいき

人と自然が共生し、安心・安全で
いつまでも快適に住み続けられるまちづくり

安心・安全で快適で住みよい環境整備を図るなど、住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまちをめざします。

まちづくりの基本方向

市の将来像を実現するための基本的な方針

- 1 活力を生み出す商工業の振興
- 2 圏域観光の宿泊拠点としての魅力の向上
- 3 地域を支える農業・漁業の振興
- 4 中心市街地の活性化
- 5 時代をひらく新たな産業の育成
- 6 企業立地の促進
- 7 雇用環境の整備
- 8 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信
- 9 国際交流の推進

- 1 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり
- 2 市民一人ひとりの健康づくり
- 3 明るい長寿社会の実現
- 4 障がい者(児)福祉の充実と共生社会の実現
- 5 地域における福祉活動の推進
- 6 消費者の権利尊重と自立支援

- 1 豊かな心を育む学校教育の推進
- 2 青少年の健全育成
- 3 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用
- 4 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現
- 5 互いの人権を尊重しあう社会の実現
- 6 男女がともに輝く社会の実現

- 1 機能的で持続可能な都市環境づくり
- 2 快適でうるおいのある住環境づくり
- 3 環境共生・資源循環型の地域社会づくり
- 4 豊かな自然環境の保全と共生
- 5 災害に強い地域づくり
- 6 安全に暮らせる地域環境づくり
- 7 公共交通の充実・確保

基本構想を推進するための取組方針

いいききとした『まちづくり』

市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

基本構想に描いたまちづくりを着実に推進していくため、市民とともにまちづくりを推進することができる市政運営をめざします。

- 1 市民が主体となったまちづくりの推進
- 2 透明で開かれた市政の推進
- 3 次世代につなげる行財政基盤の確立
- 4 電子自治体の推進
- 5 広域連携の推進
- 6 国・県等関係機関等との連携強化
- 7 まち・ひと・しごと創生(地方創生)の推進

8 まちづくりの目標・基本方向・基本計画

市の将来像である「生活充実都市・米子」を実現するため、市政の柱となるまちづくりの目標と基本方向を次のとおり掲げ、施策の推進に取り組みます。

まちづくりの目標

1 『あした』がいきいき

〈あした未来の活力とにぎわいを生み出す、魅力あふれるまちづくり〉

地域経済の活性化を図るなど、日々の営みが活力を生み、人が集い、新たな魅力を創造しながら未来へとむかうまちをめざします。

まちづくりの基本方向

① 活力を生み出す商工業の振興

② 圏域観光の宿泊拠点としての魅力の向上

③ 地域を支える農業・漁業の振興

④ 中心市街地の活性化

⑤ 時代をひらく新たな産業の育成

⑥ 企業立地の促進

⑦ 雇用環境の整備

⑧ 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

⑨ 国際交流の推進



まちづくりの基本方向

① 活力を生み出す商工業の振興

商店街などのにぎわいの創出や大型商業施設、中心市街地商店街に対する支援など商業集積による集客力と魅力の向上を図るとともに、工業基盤の整備、地元企業の工場の新増設、海外を含めた販路開拓、新技術・新製品の開発など工業の活性化を促進し、中小企業の経営基盤の安定と強化を図り、さらに、創業支援事業計画に基づき創業を支援することで、地域経済の持続的な発展にむけた商工業の振興に努めます。

基本計画		主な施策
1	中小企業対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業への制度融資による支援 ○中小企業の経営基盤の強化および事業承継の支援
2	商業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○商店街などのにぎわい創出に資する活動の推進 ○市内商業の核となる大型商業施設への存続支援 ○中心市街地商店街の新規出店などや魅力度を高める取組の促進 ○創業支援事業計画による創業の支援
3	工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○工業基盤の整備 ○事業規模拡大の促進 ○立地企業の販路開拓や技術開発、成長産業への参入、人材育成の促進による経営基盤の強化

② 圏域観光の宿泊拠点としての魅力の向上

観光産業のさらなる活性化を図るため、関係団体や関係機関、NPO などとの連携により、本市および周辺地域に広がる豊かな観光資源などを活用したエコツーリズム^①、スポーツツーリズム^②などのニューツーリズム^③を推進し、積極的な情報発信を展開するとともに、広域連携による観光振興や地域の特色をいかしたコンベンションの誘致や諸外国からの誘客も視野に入れながら、観光客の増加に取り組むことで、滞在型観光の宿泊拠点都市、北東アジアからのゲートウェイをめざし、鳥取県西部圏域および中海・宍道湖・大山圏域の観光宿泊拠点としての魅力と利便性の向上に努めます。

基本計画		主な施策
1	観光資源の活用と発掘	<ul style="list-style-type: none"> ○観光資源のさらなる活用と発掘 ○観光客の増加にむけた観光資源の開発 ○地域産品などを活用した観光振興
2	観光客の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信の充実と強化 ○広域連携による観光誘客の推進 ○訪日外国人観光客の誘致促進
3	皆生温泉の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○海浜、泉質を利用した皆生温泉の魅力づくり ○皆生温泉まちあるき環境整備事業の支援 ○情報発信、PRイベントなどによる誘客促進策の充実 ○官民が連携した観光施策および環境整備の推進
4	淀江地区の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域資源を連携させた観光ルートの開発と魅力発信 ○淀江地区の特産品の発掘・振興 ○淀江地区の伝統文化の継承
5	コンベンションの誘致	<ul style="list-style-type: none"> ○受入態勢の整備・充実 ○コンベンション誘致活動の支援 ○アフターコンベンションの充実



ビジネスマッチング商談会



米子がいな祭

③ 地域を支える農業・漁業の振興

多様な担い手の育成・確保、荒廃農地^④の解消と利用集積などによる農地の有効活用、農業生産基盤の整備、地産地消の取組を推進することにより、農業の持続的な発展と地域の振興を図るとともに、漁港・漁場の管理や海面および内水面の水産資源の育成・確保に取り組むことによって漁業経営の安定化と効率化、生産力向上を図るなど地域を支える農業・漁業の振興に努めます。



- ①観光や旅行を通じて自然保護や環境保全への理解を深めようという取組。
- ②プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取組。
- ③従来の旅行とは異なり旅行先での人や自然との触れ合いが重要視された体験型・交流型の旅行形態。
- ④現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

基本計画		主な施策	
1	次世代につながる持続可能な農業の推進	○多様な担い手の育成・確保 ○優良農地の保全と利用集積の促進	○農業経営の安定化 ○農産物の地産地消の推進
2	農業基盤整備の推進	○農業基盤整備の推進	
3	海面漁業の振興	○漁業資源の確保および販売金額の増加	○後継者の確保および育成
4	内水面漁業の振興	○淡水魚の保護・増殖	

④ 中心市街地の活性化

中心市街地の活性化を図るため、住民や民間事業者、関係団体など、多様な主体の参画と連携を図りながら、中心市街地のもつ特徴や平成 20 年に策定した中心市街地活性化基本計画の成果、活用すべき地域資源に注目し、中心市街地における都市機能の増進および社会・経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することにより、「人が集まり、歩いて楽しめ、元気に暮らせる中心市街地」の形成に努めます。

基本計画		主な施策	
1	中心市街地活性化の推進	○人が集いにぎわうまちづくり ○歴史や文化、自然に触れ合えるまちづくり ○住みたくなるまちづくり	

⑤ 時代をひらく新たな産業の育成

地域産業のさらなる活性化を図るため、先端技術産業の分野を中心とした産学金官連携のネットワークの充実や農商工連携・6次産業化の取組に対する支援などを行うとともに、新たな産業や成長産業の創出に取り組み、地域の特色をいかした産業の育成に努めます。

基本計画		主な施策	
1	産学金官連携の推進	○産学金官連携の推進	
2	新たな産業・成長産業の創出	○新たな産業や成長産業、先端技術産業の分野を中心とした産業の創出	

⑥ 企業立地の促進

雇用機会の創出と若年層の地域外転出を抑制するため、経済情勢や企業ニーズに合わせた積極的な企業誘致活動を推進するとともに、本市がこれまでに誘致した企業の設備増設などを支援することにより、地域における産業活動の活性化に努めます。

基本計画		主な施策	
1	企業誘致の推進	○企業誘致活動の推進 ○工業用地の確保	○誘致企業への支援

⑦ 雇用環境の整備

企業誘致、既存企業の施設増設や地域における各種の産業活動の活性化をはじめ、就職活動者に対して就職ナビによる就職情報の提供などの支援を行うことにより新たな雇用機会の創出を図るとともに、地域産業を担う勤労者の雇用の安定対策として福利向上を促進するなど総合的な雇用環境の整備に努めます。

基本計画		主な施策	
1	雇用の安定と創出	○新規学卒者への就職活動・就労支援 ○雇用機会の確保と若者・女性・高齢者・障がい者の雇用促進 ○労働条件の改善と福利厚生充実	

⑧ 新たなにぎわいの創出と地域情報の発信

地域の持続的な発展と経済の活性化を図るため、都市圏などからの新たな人の流れをつくる移住定住の促進や未婚・晩婚化対策に取り組むとともに、「先端医療創造都市よなご」構想の推進や、地元特産品などを活用したふるさと納税の取組やイメージキャラクター「ヨネギーズ」による地域情報の発信などにより、若者の定住定着と地域のイメージアップと認知度の向上に努めます。

基本計画		主な施策
1	移住定住の促進	○移住定住の促進 ○未婚晩婚化の抑制
2	地域イメージアップと認知度の向上	○「先端医療創造都市よなご」構想の推進 ○地域イメージアップと認知度の向上

⑨ 国際交流の推進

友好都市・姉妹都市をはじめとする諸外国の都市と地域レベルでの交流事業を推進するとともに、外国語による情報発信や官民を問わずさまざまな分野の団体と連携して市民の異文化への理解を深めることにより、外国人にとっても暮らしやすい環境づくりを図るとともに、国際性豊かな人材の育成に努めます。

基本計画		主な施策
1	国際交流の推進	○友好・姉妹都市などとの交流の推進 ○市民の意識の高揚 ○外国人にとって暮らしやすい環境づくりの推進



近年の誘致企業

まちづくりの目標

2『ひと』がいきいき

〈ともに支え合い、子どもも大人も生涯健やかに暮らせるまちづくり〉

子育て支援や高齢者福祉などの充実を図るなど、市民一人ひとりが、住みなれた地域で幸せに暮らし続けられるまちをめざします。



まちづくりの基本方向

① 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

② 市民一人ひとりの健康づくり

③ 明るい長寿社会の実現

④ 障がい者(児)福祉の充実と共生社会の実現

⑤ 地域における福祉活動の推進

⑥ 消費者の権利尊重と自立支援

まちづくりの基本方向

① 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

少子化、子育ての多様化が進むなか、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが心豊かに育つ環境づくりを推進するため、妊娠、出産、育児に関する支援・相談体制の整備と母子の各健康診査や教育・保育ニーズの多様化に対応した子育て支援サービスの充実、児童の健全な育成を図るとともに、ひとり親家庭の社会的自立と安定した生活にむけた支援に努めます。

	基本計画	主な施策
1	妊娠・出産環境の整備	○妊娠・出産環境の整備
2	乳幼児保健・育児支援施策の充実	○乳幼児の保健施策の充実 ○母親と家庭の育児支援施策の充実
3	子育て支援施策の推進	○教育・保育サービスの充実 ○放課後児童健全育成事業の充実 ○地域子育て支援事業の実施 ○小児医療費助成制度の充実
4	幼児教育の充実	○幼稚園教育の振興 ○家庭教育の充実
5	児童虐待防止施策の推進	○児童虐待防止施策の充実
6	ひとり親家庭自立支援施策の推進	○ひとり親家庭の自立促進のための施策の推進 ○ひとり親家庭に対する福祉施策の推進

② 市民一人ひとりの健康づくり

市民の生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するため、保健、医療、福祉の緊密な連携のもと、多様化する保健ニーズに的確に対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健施策や疾病予防対策、健康づくりに関する意識啓発などの充実により生活習慣の改善と健康寿命の延伸を図ることができるよう、市民自らの健康管理の支援に努めます。

	基本計画	主な施策
1	生活習慣病予防対策の推進	○生活習慣の改善策の充実 ○生活習慣病の早期発見・早期治療への取組
2	がん予防対策の推進	○がんの重点対策の推進
3	感染症予防対策の充実	○感染症予防対策の充実

基本計画		主な施策
4	こころの健康対策の推進	○自死対策予防施策の推進
5	地域における健康づくり施策の推進	○地域保健推進施策の促進

③ 明るい長寿社会の実現

高齢期をむかえても豊富な経験や知識、特技などを地域社会にいかすことができる環境づくりに取り組みとともに、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進し、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくり対策や福祉の充実、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

基本計画		主な施策
1	社会参加しやすい環境づくりの推進	○社会参加のための環境づくりの推進 ○高齢者の生きがいづくり事業の推進
2	介護予防施策の推進	○地域健康づくり事業の推進 ○介護予防サービスの充実
3	在宅福祉施策の推進	○在宅福祉サービスの充実 ○地域包括支援センター機能の充実
4	認知症高齢者施策の推進	○認知症予防・支援の充実 ○認知症地域医療連携体制の構築 ○生活支援の充実 ○家族介護の負担軽減

④ 障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現

障がいの有無により分け隔てられることなく、障がい者（児）が自らの選択の機会を保障され、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、障がい福祉施策の充実を図るとともに、障がいのある子どもの保護者からの早期介入・早期支援を必要とする相談に対応できる体制を強化するなど、地域社会における共生の実現に努めます。

基本計画		主な施策
1	障がい者（児）福祉施策の充実	○障がい者（児）の日常生活および社会生活の総合的支援 ○障がいを理由とする差別の解消の推進 ○障がい者就労施設などからの物品などの調達の推進
2	障がい児支援施策の充実	○障がい児発達支援事業の充実

⑤ 地域における福祉活動の推進

住みなれた地域で誰もが尊厳をもち、自分らしく安心安全に暮らしていけるよう、お互いが助け合い支えあうまちづくりを推進するため、地域での主体的な福祉活動を支援しながら、さまざまな関係機関などと連携し、地域福祉活動の推進に努めます。

基本計画		主な施策
1	地域福祉活動の推進	○地域における福祉活動の組織化・活性化 ○住民意識の高揚

⑥ 消費者の権利尊重と自立支援

消費者教育・啓発活動の推進や消費生活相談業務などを通じて、日常生活における健全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護および増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立支援に努めます。

基本計画		主な施策
1	消費者の権利尊重と自立支援	○主体性のある自立した消費者の育成 ○消費生活相談への対応と消費者被害の救済

まちづくりの目標

3 『こころ』がいきいき

〈豊かな心と人を育み、人を大切にすまちづくり〉

教育文化の振興を図るなど、市民一人ひとりが、喜びと誇りをもって豊かな人生を送ることができるまちをめざします。



まちづくりの基本方向

① 豊かな心を育む学校教育の推進

② 青少年の健全育成

③ 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用

④ 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現

⑤ 互いの人権を尊重しあう社会の実現

⑥ 男女がともに輝く社会の実現

まちづくりの基本方向

① 豊かな心を育む学校教育の推進

子どもたちが自らの人生を主体的に創造することができるよう、一人ひとりの個性や創造力を伸ばし、自ら学び、考え、行動することができる資質や能力を養うため、創意工夫による特色のある学校づくりに取り組むとともに、安全で機能的な学校施設の整備を図ることにより、豊かな心を育み確かな学力を身に付ける教育の推進と教育環境の充実に努めます。

基本計画	主な施策
1 小・中学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○心の教育の推進 ○キャリア教育の充実 ○学力の向上を図る学びの充実 ○外国語活動・英語教育の充実 ○情報教育の充実 ○健康教育の充実 ○人権教育の充実 ○環境教育の充実 ○特別支援教育の充実 ○図書館教育の充実 ○体力・運動能力の向上を図る取組の充実 ○いのちの教育の充実 ○生徒指導の充実 ○安全教育の充実
2 学校施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の耐震化事業の推進 ○学校施設の老朽化対策の推進
3 学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○安全で安心な学校給食の安定供給 ○地産地消の推進 ○学校における食育の推進

② 青少年の健全育成

次代を担う青少年が豊かな社会性や自立性、規範意識を身につけ、責任をもって行動できる社会人へと成長していくために、青少年を支援する機関、団体との連携を図りながら啓発や有害な環境の浄化を推進し、学校、家庭、地域が一体となって青少年の健全育成と非行防止に努めます。

基本計画	主な施策
1 青少年の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ○体験・交流活動の実施 ○国際的視野・感覚をもつ青少年の育成 ○各種青少年団体の育成・活動支援
2 青少年の非行・被害防止	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年の非行防止活動の推進 ○青少年の被害防止活動の推進 ○少年指導委員および少年育成センターの活動の推進

③ 市民文化の振興と歴史的遺産の保存・活用

市民が、日々の暮らしのなかで豊かな心を育み、ゆとりや安らぎを実感できるよう、芸術・文化に接する機会の提供、芸術・文化活動への支援などを通じ、市民文化の振興を図るとともに、本市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた有形・無形の貴重な文化財の保護や整備、活用を図ることにより、歴史的遺産の継承に努めます。

基本計画		主な施策
1	芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実 ○多数の市民が参加できる芸術文化の発表機会の提供 ○さまざまな芸術文化に関する普及活動・情報提供の推進 ○文化施設の改修・整備
2	文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の保護の充実 ○文化財の活用の推進 ○淀江町誌の編さんの推進

④ 生涯学びあい、スポーツを楽しめる社会の実現

市民の誰もが健康で生きがいのある人生を送れるよう、日常生活に必要となる知識や今日的課題、地域課題などさまざまなテーマでの学習機会の提供を図ることにより、市民の主体的・自発的な学習活動を支援するとともに、年齢や性別、障がいなどを問わず、広く市民が、関心や適性に応じてスポーツに参加できる環境の整備に努めます。

基本計画		主な施策
1	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○学習機会の提供・生涯学習に関する情報の提供と相談機能の充実 ○市民の主体的・自主的なコミュニティ活動などの支援 ○図書館の利用促進 ○生涯学習施設の整備
2	スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものスポーツ活動の推進 ○生涯スポーツ活動の推進 ○関係者団体との連携による競技力の向上 ○スポーツ施設などの整備

⑤ 互いの人権を尊重しあう社会の実現

すべての市民がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性を發揮しながら、自分らしく自信をもって安心して暮らすことができる人権尊重社会の実現に努めます。

基本計画		主な施策
1	社会における人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○社会における人権啓発
2	学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな人間関係を築く取組と人権教育を推進する体制づくり ○人権課題に対する人権教育の推進
3	同和対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○差別意識の解消にむけた教育、啓発の推進 ○同和地区関係者を取り巻く課題の解決にむけた施策の推進

⑥ 男女がともに輝く社会の実現

男女がそれぞれ性別にとらわれることなく、その個性と能力を發揮し、ともに喜び、ともに責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現に努めます。

基本計画		主な施策
1	男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的、計画的な男女共同参画施策の推進 ○男女共同参画意識の普及啓発 ○男女共同参画社会実現のための環境整備

まちづくりの目標

4 『ふるさと』がいきいき

〈人と自然が共生し、安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちづくり〉

安心・安全で快適で住みよい環境整備を図るなど、住む人にやさしく、地球にもやさしい、ふるさとであり続けられるまちをめざします。

まちづくりの基本方向

① 機能的で持続可能な都市環境づくり

② 快適でうるおいのある住環境づくり



③ 環境共生・資源循環型の地域社会づくり

④ 豊かな自然環境の保全と共生

⑤ 災害に強い地域づくり

⑥ 安全に暮らせる地域環境づくり

⑦ 公共交通の充実・確保

まちづくりの基本方向

① 機能的で持続可能な都市環境づくり

少子高齢化や人口減少の進展に対応した都市機能の強化や地域コミュニティの維持・再生、良好な営農環境の保全などを図るため、効率的で計画的な土地利用を推進し、機能的な市街地の形成や良好な都市景観を創出することにより、歴史的、文化的な地域資源をいかした良好な都市空間の形成を図り、機能的で魅力あふれる、持続可能な都市環境づくりに努めます。

	基本計画	主な施策
1	効率的で計画的な土地利用の推進	○用途地域に応じた土地利用の推進 ○優良農地の保全
2	機能的な市街地の形成	○米子駅周辺の都市環境の創出 ○面的基盤整備の推進 ○長期未着手となっている都市計画道路のあり方の検討 ○公共下水道の整備と普及促進
3	良好な都市景観の形成	○良好な景観の維持・形成 ○景観形成活動の推進



市街地（JR米子駅周辺）



城山から見た大山

② 快適でうるおいのある住環境づくり

すべての市民が安心して住み続けることができるよう、全国に誇る安全で良質な水の安定供給などとともに、緑地の保全、都市公園、河川・海岸の整備などによるまちと調和した緑と水辺の空間形成、市民生活の基盤となる道路網の整備、良好な市営住宅の提供などを総合的に推進することにより、快適でうるおいのある、個性豊かな住環境づくりに努めます。また、老朽化するインフラの戦略的な維持管理・更新に努めます。

基本計画		主な施策
1	良質な水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○水の有効利用 ○水質管理の強化 ○災害に強い施設などの整備 ○水源の確保 ○水源地域の自然と環境の保全
2	道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○高速自動車道・高規格幹線道路などの国・県道の整備促進 ○幹線市道の整備 ○生活道路の整備 ○橋りょうの整備
3	都市公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全に利用できる公園施設の環境の確保 ○市民との協働による緑化活動の推進
4	河川・海岸等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○河川整備の促進 ○海岸整備の促進
5	良好な市営住宅の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅の長寿命化改善の推進

③ 環境共生・資源循環型の地域社会づくり

多様化する環境問題に対応するため、環境共生型社会の実現にむけて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら密接な連携のもとに取り組めるよう、環境保全対策、新エネルギーの普及促進などの施策を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化によるごみの減量化を推進し、天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の構築に努めます。

基本計画		主な施策
1	低炭素社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入および導入支援 ○次世代自動車の普及促進 ○省エネルギー・省資源化の推進
2	循環型社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理基本計画の推進 ○ごみの減量化の推進 ○ごみの再生利用の推進および最終処分量の削減 ○米子市クリーンセンターの長寿命化事業
3	環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化活動への市民参加の促進 ○不法投棄・ポイ捨ての防止 ○環境美化意識の啓発
4	公害対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公害の未然防止 ○公害苦情への適切な対応

④ 豊かな自然環境の保全と共生

大山山麓から日本海、中海へと広がる本市の豊かな自然を次世代へ継承するため、公共用水域^①の水質浄化、中海や森林資源、地下水の保全など自然環境保全に対する市民の意識の醸成などに取り組むとともに、地域資源として、これらの豊かな自然環境の保全と共生に努めます。

基本計画		主な施策
1	自然環境の保全	○環境基本計画の推進 ○環境教育・環境学習の推進 ○市民、事業者などへの環境意識の普及啓発 ○広報紙、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信
2	中海の湿地環境の保護と賢明な利用	○中海の賢明な利用の促進 ○中海の湿地保全の推進
3	公共用水域の水質浄化の推進	○公共用水域の水質浄化 ○合併処理浄化槽の普及促進および適正管理の推進 ○農業集落排水施設の利用促進
4	森林資源の保全と育成	○森林資源の保全と育成

⑤ 災害に強い地域づくり

市民の生命と財産を守り、被災者などの安全を確保するため、消防・防災体制の充実、大規模災害などに備えた防災対策や原子力災害を想定した避難計画の実効性の確保など、災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の強化を図るとともに、市民への防災意識の普及啓発や自主防災組織などの育成・強化による地域防災力の向上など、地域の実情に即した対策を推進し、安心して安全に暮らせる地域づくりに努めます。

基本計画		主な施策
1	消防・防災体制の充実	○消防施設・設備・資機材などの整備・高度化 ○総合消防力の向上 ○消防水利の充実 ○地域防災対策の強化 ○国、県などとの連携強化
2	防災対策の強化	○防災対策の総合的・計画的な推進 ○震災などの防災対策の充実 ○情報伝達網の整備 ○民間住宅・建築物の耐震化の向上
3	新たな危機への対応の強化	○原子力災害対策の推進 ○国民保護推進体制の整備 ○不測の事態に備えた危機管理対策の強化



中海・宍道湖一斉清掃



原子力災害訓練（住民避難訓練）



①水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことで、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路。ただし、下水道は除く。米子市域の公共用水域は、日野川、加茂川などの河川、そしてこれらの河川が流下する日本海や中海などから構成されている。

⑥ 安全に暮らせる地域環境づくり

日常生活における日々の安心と安全を確保するため、犯罪や交通事故のない地域づくりにむけた市民一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、地域住民や関係機関などとの連携により、それぞれの地域に根ざした防犯対策や交通安全対策、空家等^①対策の推進に努めます。

基本計画		主な施策
1	防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯意識の高揚と地域社会の連帯意識の醸成 ○防犯施設の整備 ○暴力行為の追放と暴力団の排除
2	交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教育と啓発活動の推進 ○交通安全施設の整備
3	空家等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策の推進



夏の交通安全県民運動

⑦ 公共交通の充実・確保

人・物の移動、交流を円滑に促進するため、広域的な交流基盤である鉄道、航空路の利便性の向上を図るとともに、路線バスなどの市民生活の基盤となる地域公共交通全体の効率的なネットワークの再編などに取り組むことにより、市民の誰もが目的に応じて利用することができる交通体系の整備に努めます。

基本計画		主な施策
1	バス交通網の確保・ 鉄道輸送の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○バス路線の確保と利便性の向上 ○バスの利用促進 ○バス交通における高齢者、障がい者などに配慮した地域交通環境の整備 ○鉄道輸送の利便性向上の促進
2	航空輸送の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○国内線および国際線の路線充実・利便性の向上 ○米子空港(愛称「米子鬼太郎空港」)の利用促進



だんだんバス



どんぐりコロコロ



^①建築物またはこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものおよびその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。

9 基本構想を推進するための取組方針

基本構想を推進するための取組方針を掲げ、まちづくりを着実に推進します。

いきいきとした 『まちづくり』

〈市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり〉

基本構想に描いたまちづくりを着実に推進していくため、市民とともにまちづくりを推進することができる市政運営をめざします。

まちづくりの基本方向

① 市民が主体となったまちづくりの推進

② 透明で開かれた市政の推進



③ 次世代につなげる行財政基盤の確立

④ 電子自治体の推進

⑤ 広域連携の推進

⑥ 国・県等関係機関等との連携強化

⑦ まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進

まちづくりの基本方向

① 市民が主体となったまちづくりの推進

多様化する市民ニーズに対応するため、市民が互いに連携を図りながら、地域の課題を解決できるよう適切な支援を行っていくとともに、まちづくりにおいて市民と行政が適切に役割を分担し、互いに責任をもちながら、市民主体のまちづくりに取り組んでいけるよう、意識の醸成やしきみづくりに努めます。

基本計画	主な施策
1 市民参画と協働の推進	○米子市民自治基本条例の啓発 ○市民参画の推進 ○協働によるまちづくりの推進
2 市民自治活動の推進	○「地域づくりマニュアル」に基づく地域づくりの促進 ○自治会など地域組織の活動支援、加入促進 ○自治会活動促進のための環境整備



まちづくりワークショップ



米子市自治連合会定例総会

② 透明で開かれた市政の推進

情報公開制度などの適正な実施と多様な広報手段の活用により、行政情報を市民によりわかりやすく伝えるとともに、さまざまな広聴活動を通じ、市民の意見などを聞くことによって市民と行政との相互理解を深め、透明で開かれた市政の推進に努めます。

基本計画		主な施策
1	情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○公文書公開制度の充実 ○公文書の適正管理など ○情報提供施策の充実
2	広報の充実と 市政提案制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動の充実 ○広聴活動の充実

③ 次世代につなげる行財政基盤の確立

人口減少時代の到来、市民ニーズの高度化・多様化などの社会経済情勢に適切に対応するために、効率的・効果的な行政運営の推進や持続可能な財政基盤の構築、次代を担う人材の育成と職員の意識改革を柱とした行財政改革に取り組み、次の世代につなげるための行財政基盤を確立することに努めます。

基本計画		主な施策
1	効率的・効果的な 行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○効率的・効果的な組織体制の確立 ○民間活力の活用 ○事務改善の推進
2	持続可能な 財政基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○中長期的視点に立った財政運営 ○次世代を見据えた行政サービスの再構築 ○歳入確保対策の推進
3	次代を担う人材の育成と 職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の資質向上のための研修の充実 ○適切な人事管理の推進 ○活力を生み出す職場づくりの推進

④ 電子自治体の推進

不正アクセス対応などの情報セキュリティを強化し、行政内部の情報システムを安定的に運用するとともに、情報通信技術（ICT）の進展に対応した行政サービスの向上や二次利用可能な行政情報の提供などを行うことで、市民生活や企業活動の活性化に努めます。

基本計画		主な施策
1	情報システムの 適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ○情報システムの安定稼働 ○情報システムの最適化の推進
2	情報通信技術を活用した 市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン行政手続の推進 ○オープンデータ、地理空間情報施策の推進

⑤ 広域連携の推進

鳥取県西部圏域の中核都市として、また、中海・宍道湖・大山圏域の中心的な役割を担う都市として、それぞれの圏域の市町村や経済団体などとの連携や協力の強化を図り、地域の特性や資源などをいかした取組を進め、圏域全体の総合的かつ一体的な発展に努めます。

	基本計画	主な施策
1	鳥取県西部圏域における自治体連携の強化	○一部事務組合などによる共同処理事務の充実・強化 ○西部圏域市町村との連携強化
2	中海・宍道湖・大山圏域における自治体連携の強化	○中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく連携強化 ○中海・宍道湖・大山圏域市長会の構成自治体との連携強化
3	広域的な連携・交流の推進	○広域行政課題に対する連携の充実 ○相互補完や応援協力などによる連携の促進

⑥ 国・県等関係機関等との連携強化

総合計画の円滑な推進を図るため、国・県などの関係機関および高等教育機関との連携を密にし、効率的かつ着実な事業の推進に努めます。

	基本計画	主な施策
1	国・県等との連携強化	○国・県などとの連携強化
2	高等教育機関との連携強化	○高等教育機関との連携強化

⑦ まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進

人口減少社会にあっても市の活力を維持し、元気な米子市を創生するため、「米子がいな創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組の着実な推進に努めます。

	基本計画	主な施策
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	○地方創生の取組の着実な推進 ○地方創生の取組の検証と見直し



中海・宍道湖・大山圏域と備後地域における災害時の相互応援に関する協定書調印式



数値目標一覧

具体的な目標値を掲げて
計画を推進していきます!

まちづくりの目標 1 「あした」がいきいき

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)	分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
商工業	小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金利用者数	18件	28件	中心市街地	歩行者等通行量 (自転車を含む)	12,945人	13,200人
	中心市街地商店街空き店舗への出店数★	78店舗	113店舗		駐車場の年間利用台数 (時間貸しのみ)	1,498,308台	1,515,000台
	商店街振興組合などが環境整備を行った件数★	6件	13件		文化施設の年間利用者数 (H25)	1,138,317人	1,140,000人
	米子市内での新規創業件数	25件	45件		下町観光ガイドの年間利用者数	956人	1,380人
	工場等の新增設件数★	18件	33件		中心市街地の人口の社会増減	-5人 (H22~H27 平均値)	1人以上 (H28~H33 平均値)
	ビジネスマッチング商談会エントリー企業数	95企業 (H24~H26 平均値)	120企業		新たな産業・企業誘致	地元企業の産学官連携事業の数★	28件
観光	米子・皆生温泉周辺の観光客入込み客数	158.7万人 (H22~H26 平均値)	178万人	新規農工商連携・6次産業化 取組件数★	9件	19件	
	皆生温泉の外国人宿泊客数	10,628人	18,800人	誘致企業数★	29社	39社	
	皆生温泉宿泊者数 (入湯税対象者数)	44.0万人 (H22~H26 平均値)	47.5万人	雇用	合同就職ガイダンスへの米子市 出身者参加数	42人	142人
	淀江地区の観光施設・歴史 文化施設の年間入込み客数	30.6万人	40万人	移住・ 定住	県外からの移住者数	—	1,500人 (H28~H32 合計)
コンベンション	コンベンション誘致件数	93件 (H22~H26 平均値)	131件	婚活イベントやセミナーなどの 参加者数(本市参加者数)	69人	500人 (H28~H32 平均値)	
	コンベンション参加者数	27,132人 (H22~H26 平均値)	35,000人	情報発信	ソーシャルメディア上の公式ア カウント数★	5個	10個
農業・ 漁業	多様な担い手の数	129経営体	179経営体	国際交流	国際理解講座等への参加者数	3,110人	3,610人
	農地の流動化面積	543ha	793ha				
	荒廃農地の面積	160ha	60ha				
	年間漁業販売金額	2.6億円	2.9億円				
	新規漁業就業者の育成件数	0人	5人				
	人工生産する稚鮎数	310万尾	320万尾				



まちづくりの目標 2 『ひと』がいきいき

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
妊娠・ 出産・ 子育て	妊婦健診の受診率	94.5%	100%
	1歳6か月健康診査の受診率	98.1%	100%
	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	96.5%	100%
	認定こども園・保育所などの受入れ人数	2,017人	2,233人
	放課後児童クラブの受入れ人数	1,430人	2,260人
健康	①妊娠届時の妊婦の喫煙割合 ②妊娠届時の妊婦の同居人の喫煙割合	① 2.5% ② 36.7%	① 0% ② 20%
	特定健康診査の受診率	29.9%	60%
	①大腸がん検診の受診率 ②乳がん検診の受診率	① 28.9% ② 30.9%	① 50% ② 50%
	高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	63.2%	68%
	ゲートキーパー研修の受講者数	545人	1,500人
	地域組織間連携で地域保健事業に取り組んだ活動者数	911人	1,500人



分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
長寿社会	介護支援ボランティア登録者数	60人	110人
	健康づくり地域サポーターの人数	360人	410人
	通所型運動機能向上事業の利用者数	700人	1,200人
	介護保険の居宅介護サービス利用率	82.2%	84.0%
	地域包括ケアシステム構築に係る活動件数	6,347件	6,850件
	認知症サポーター養成講座の受講者数★	12,400人	22,900人
	認知症早期発見に係るアプローチ数	410人	460人
障がい者 (児 福祉)	①コミュニケーション支援(手話通訳者)利用件数 ②コミュニケーション支援(要約筆記者)利用件数	①1,199件 ②12件 (H23~H26 平均値)	①1,400件 ②20件
	障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	6,830,217円	10,000,000円
	発達支援事業利用者アンケート結果で「相談してよかった」と回答した人の割合	100%	100%
地域福祉	地区版地域福祉活動計画策定地区数★	7地区	17地区
消費者	消費者教育講座参加者数	1,254人	1,500人
	消費生活相談解決率	85.8%	95%

まちづくりの目標 3 『こころ』がいきいき

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
学校教育	学校施設の耐震化率	98.2%	100%
青少年	児童文化センターの年間利用者数	168,325人	170,000人
	国際交流体験事業の参加者数	500人	600人
	子ども会加入者の小学校児童数に対する割合	90.2%	91%
	街頭指導・巡回パトロールの回数	79回	100回

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
青少年	「こどもかけこみ110番」の設置箇所数★	2,055箇所	2,265箇所
	少年指導委員人数	214人	268人
文化	美術館・ホール各館で行う鑑賞事業の年間入館者数	51,700人 (H22~H26 平均値)	53,000人 (H28~H32 平均値)
	市民等による芸術文化の発表の場となる主な事業への出品数	305点 (H23~H27 平均値)	320点 (H28~H32 平均値)
	市民等による芸術文化の発表の場となる主な事業への参加団体数	116団体 (H22~H26 平均値)	122団体 (H28~H32 平均値)

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
文化	米子市ホームページ「文化の窓」に掲載する団体数★	8団体	33団体
	指定文化財および登録文化財件数	64件	74件
	歴史関係施設の年間利用者数	20,429人	25,000人
生涯学習	公民館の年間利用者数	360,968人	370,000人
	図書館の年間個人貸出冊数	621,000冊	640,000冊
スポーツ	小学生大会の年間参加者数	1,006人	1,400人
	各種スポーツ大会の年間参加者数	1,108人	1,200人

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
スポーツ	①体育表彰受賞者数 ②体育表彰受賞団体数	①169件 (H22～H26 平均値) ②39団体 (H22～H26 平均値)	①180件 ②43団体
	人権	人権問題に関する講演会・研究集会・懇談会等の参加者数	4,000人
男女共同参画	審議会等委員に占める女性の割合	32.0%	40%
	啓発講座参加率	76.9%	100%
	男女共同参画センターの年間利用者数	8,314人	10,000人

まちづくりの目標 4 『ふるさと』がいきいき

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
都市基盤・住環境	市街化区域内の都市的土地利用率	84.9%	87%
	米子駅南北自由通路等整備事業の進捗率	1.9%	100%
	公共下水道水洗化戸数率	87.3%	88.8%
	水道管の耐震化率	13.38%	16.75%
	幹線市道安倍三柳線の整備延長	1,380m	1,800m
	米子市公園施設オーナー認定制度（樹木のオーナー募集）による植樹数★	67本	142本
	緑化活動団体への活動支援件数★	127団体	187団体
	準用河川堀川の整備延長	1,179m	1,370m
	長寿命化改善事業の実施棟数★	0棟	8棟
環境	市内の太陽光発電設備（10kw未満）導入容量	11,469kw	16,200kw
	1人1日あたりのごみ排出量	996g	980g
	ごみのリサイクル率	17.7%	17.7%
	ごみの最終処分率	6.4%	5.7%
	環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数	544人	1,300人
	よなご環境フェスタの入場者数	1,200人	1,600人

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
環境	米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数	19,831人	23,000人
	中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加者数	1,029人	1,050人
	第6期中海水質保全計画水質目標値 ①COD（75%値） ②全窒素（平均値） ③全りん（平均値）	①5.0mg/L ②0.58mg/L ③0.052mg/L	①5.1mg/L ②0.46mg/L ③0.046mg/L
	浄化槽の法定検査受検率	47.64%	55%
	市域面積における総林野面積の占有率	21.6%	21%
	消防団員数	518人	530人
防災	自主防災組織の結成率	54%	64%
	防災行政無線施設の屋外拡声子局の新設・更新設置箇所数	—	258箇所 (H28～H32 合計)
	地域防災計画（原子力災害対策編）および広域住民避難計画の住民説明会年間開催回数	18回	25回
交通安全	交通事故年間発生件数	389件	350件
交通	米子市を通るバス路線数	39路線	39路線
	羽田線の搭乗者数	463千人 (H23～H26 平均値)	513千人

基本構想を推進するための取組方針 5 いきいきとした『まちづくり』

分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)	分野	指標名 (★は累計値を示しています)	現状値 (H26orH27)	目標値 (H32)
市民参画	まちづくり活動支援交付金交付団体数★	64団体	104団体	行財政運営	財政健全化判断比率の健全性の維持 ④将来負担比率	153.5%	135%未満
	ボランティアセンター登録団体数★	91団体	106団体		市税の徴収率(現年分)	98.94%	99.00%以上
	ボランティアセンター登録人数★	3,330人	3,630人		国民健康保険料(後期高齢者医療保険料含む)の徴収率(現年分)	91.96%	95.56%以上
市民自治活動	「地域づくりマニュアル」を活用して地域づくりに取り組む地区数★	2地区	12地区		介護保険料の徴収率(現年分)	98.56%	98.80%以上
	自治会加入率	63.98%	65%以上		特定研修機関における研修受講率	33%	43%以上
広報	市ホームページ(トップページ)年間閲覧数	731,438件	768,000件		中堅職員の能力開発・向上研修受講率	9.7%	100%
行財政運営	市債未償還残高の低減(臨時財政対策債等特別債を除く普通会計)	427億円	380億円以下	情報化	基幹業務システムの運用経費の削減	1億5,292万円	10%以上削減
	財政健全化判断比率の健全性の維持 ①実質赤字比率	0%未満	0%未満		オンライン行政手続の利用件数	24,464件	80,000件
	財政健全化判断比率の健全性の維持 ②連結実質赤字比率	0%未満	0%未満		オープンデータ・地理空間情報の公開数	0項目	20項目
	財政健全化判断比率の健全性の維持 ③実質公債費比率	16.8%	14%未満				

計画の着実な 推進にあたって

総合計画の推進にあたっては、毎年度、基本計画に設定した130項目の数値目標の達成状況を評価し、取組状況や成果を把握することによって、計画の進行管理を行い、計画の実現にむけ取組を進めることとしています。



第3次米子市総合計画ができるまで

総合計画はみんなで作りました

この総合計画の策定にあたり、市民アンケート調査や中学生アンケート調査、まちづくりワークショップ、次世代版ワークショップ、提言フォーラム、パブリックコメントなどを実施し、多くの市民のみなさんの意見や提案を参考に審議を重ね、平成27年11月に米子市総合計画審議会、10月に米子市淀江地域審議会から答申を受けました。これらの答申を尊重し、策定した総合計画を平成27年12月に市議会に提案し、可決されました。



米子市の歌

作詞・保岡直樹
作曲・松田恭雄

一、はるか大山 湧く清水

流れ豊かに すそ野を拓く

四季の恵みに 感謝して

いのち育む ふるさとよ

みんなで歌おう 心はひとつ

だんだん米子市 進むまち

二、肩をよせ合い 花も咲く

かおる湯けむり ふれあう笑顔

古代ロマンが 息づいて

光る歴史に はずむ風

奏でる人の和 彩る文化

いきいき米子市 満ちるまち

三、ごらん中海 コハクチョウ

つばさ広げて みなぎる力

虹をかけた空 大空に

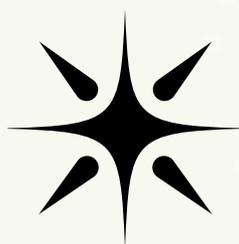
夢が飛ばたく 日本海

世界を結んで 未来を照らす

ぐんぐん米子市 伸びるまち



市の花〈ツツジ〉



市章



市の鳥〈コハクチョウ〉



米子市のロゴマーク



イメージキャラクター「ヨネギーズ」



第3次米子市総合計画の本編冊子は、市ホームページで掲載しています。

<http://www.city.yonago.lg.jp/3636.htm>

総合計画の本編冊子は、市内各公民館、米子市立図書館 郷土コーナー、市役所本庁舎 1階 総合案内、4階 企画課、市役所第2庁舎 行政窓口サービスセンター（土・日曜日のみ）、市役所淀江支所 地域生活課、米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）でもご覧いただけます。

お問合せ

米子市役所 企画部 企画課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5351 ファクシミリ 0859-23-5392 Eメール/kikaku@city.yonago.lg.jp